

制度のあらまし

就学費用保障保険

学業費用補償特約(大学生用)・

疾病による学業費用補償特約(大学生用)付帯総合生活保険

1 ご加入者(被保険者=保険の対象となる方)となる方

全国大学生協共済生活協同組合連合会の会員の組合員であり、保険期間の満了日において、満23歳未満であるか学校教育法に定める学校(大学・専門学校等※専修学校および各種学校については、学校基本法に定める義務教育を終了している方に限ります。)の学生の方(入学手続きを終えた方を含みます。)となります。

2 保険期間

2020年4月1日前0時から2021年4月1日前4時まで1年間。新入学生の方が2020年3月31日までに加入申し込み(保険料払込)された場合は、2020年4月1日前0時からとなります。中途加入される場合、保険料払込日の翌日前0時から補償が開始します。

3 扶養者について

学業費用・疾病による学業費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入申込書の「扶養者」欄に記入してください。原則として、扶養者として指定できるのは、被保険者の親権者であり(被保険者が成年に達した場合を除きます。)、被保険者の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、被保険者の生計を主に支えている方とします。

4 保障内容(傷害補償)

「急激かつ偶然な外来の事故(地震・噴火またはこれらによる津波を含みます。)」により、被保険者がケガ^{*1}をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒^{*2}を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*2 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障がいの影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細はパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

5 補償の概要等(進学費用保険金・疾病進学費用保険金は本制度では対象外です。)

傷害補償基本特約	後遺障がい保険金 お支払いする主な場合	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障がいが生じた場合 ▶後遺障がいの程度に応じて死亡・後遺障がい保険金額(1口あたり10万円)の4%~100%をお支払いします。 ※1 事故について死亡・後遺障がい保険金額が限度となります。 ※本保険には死亡保険金不担保特約が付帯されているため、死亡保険金はありません。
	後遺障がい保険金 お支払いしない主な場合	●被保険者の故意または重大な過失によって生じたケガ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)●被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ●無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ●脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ●妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ●外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ●オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ●自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
学業費用補償特約(大学生用) 学資費用保険金	保険金をお支払いする主な場合	扶養者 ^{*1} が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障がいが生じ、被保険者が扶養されなくなったことにより、支払対象期間 ^{*2} 中に学資費用 ^{*3} を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額(1口あたり25万円)を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。ただし、通学定期代および賃借料(家賃、管理費、共益費)のお支払いは支払年度ごとに10万円を限度とします。 (重度後遺障がいの例) ●両目が失明したもの●咀しゃくおよび言語の機能を廃したものの●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。 ※被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入申込書に「扶養者」として記載された方をいいます。 *2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 *3 以下の費用をいいます。●授業料、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、教科書代など学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用●学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する教材費 ^{*4} ●在学する際に必要となる通学定期代および賃借料(家賃、管理費、共益費) *4 制服代を含みます。
	保険金をお支払いしない主な場合	●ご契約者、被保険者または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分)●扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態●扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態●扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態●扶養者に対する外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガによる扶養不能状態●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態●扶養者が扶養不能状態になったときに被保険者を扶養していない場合
疾病による学業費用補償特約(大学生用) 疾病学資費用保険金	保険金をお支払いする主な場合	扶養者 ^{*1} が、保険期間中に病気により死亡され、被保険者が扶養されなくなったことにより、支払対象期間 ^{*2} 中に学資費用 ^{*3} を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額(1口あたり25万円)を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。ただし、通学定期代および賃借料(家賃、管理費、共益費)のお支払いは支払年度ごとに10万円を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。 ※被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入申込書に「扶養者」として記載された方をいいます。 *2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 *3 以下の費用をいいます。●授業料、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、教科書代など学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用●学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する教材費 ^{*4} ●在学する際に必要となる通学定期代および賃借料(家賃、管理費、共益費) *4 制服代を含みます。
	保険金をお支払いしない主な場合	●ご契約者、被保険者または扶養者の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態●保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分)●扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した病気による扶養不能状態●扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態●扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態●麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって発病した病気による扶養不能状態●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態●学業費用補償特約により保険金をお支払いするケガに起因する病気による扶養不能状態●扶養者が扶養不能状態になつたときに被保険者を扶養していない場合●この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点での既に被っている病気による扶養不能状態 ^{*1} ●地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態 ^{*2} 等 *1 初年度契約の保険始期時点での既に被っている病気による扶養不能状態 ^{*1} ●地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態 ^{*2} 等 *2 該当した扶養者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることができます。